

理由書の提出について

○ 対象期間外の費用に係る理由書について

理由書については、「補助対象期間の考え方について」（ホームページに掲載）の4に記載のとおり、「当該対象期間から乖離して費用が発生した理由」及び「当該費用が当該対象期間とどのような関係があるのか」を記載した理由書の提出をが必要です。

該当する費用を申請する場合は、下記の注意事項等を参考に理由書を御提出ください（様式は任意）。

※ 作成上の注意事項

「令和5年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q&A集」（厚生労働省） ※関係部分抜粋

No	質問	回答
51	<p>実施要綱3（1）イ（ア）の「<u>感染者又は濃厚接触者</u>※が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、</p> <p>①「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。</p> <p>③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。</p> <p>※令和5年5月8日以降は、感染者又は<u>感染者と接触があった者</u></p>	<p>①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、<u>十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。</u></p> <p>③については、<u>見込まれる不足量分</u>が補助対象となります。</p>